

資料 5 - 1 振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）</p>
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時 ~ 午後 7 時	午後 7 時 ~ 翌午前 8 時
第 1 種区域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第 2 種区域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料5 - 3 特定施設に係る届出状況

(平成13年3月31日現在)

施設区分 市町名	特定施設数											届事 出業 工場 場数
	金属 加工 機械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コン クリ ート	ブ ロ ック マ シ ン 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ ム 成 練 用 又 は	口 成 樹 脂 機 用	射 成 出 成 型 機	
川之江市	20	151	0	0	0	6	40	0	4	0	221	52
伊予三島市	16	214	7	0	0	9	21	0	3	0	270	48
土居町	13	33	13	35	3	1	7	0	38	0	143	19
新居浜市	190	108	17	0	3	13	16	3	7	0	357	104
西条市	30	265	7	0	11	4	10	0	76	0	403	54
東予市	7	46	0	483	6	4	0	0	0	0	546	38
小松町	11	17	0	36	3	1	0	0	0	0	68	11
丹原町	14	7	0	0	0	0	0	0	0	6	27	6
今治市	85	126	0	4,166	4	7	33	0	6	5	4,432	251
重信町	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊予市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
長浜町	15	6	1	0	4	17	1	0	0	0	44	27
八幡浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇和島市	19	41	0	0	8	6	0	0	0	0	74	27
計	432	1,079	63	4,740	42	79	151	3	134	11	6,734	672

資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	綱球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第 1 種区域。
 - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80% レンジの上端の数値とする。

資料5 - 6 特定建設作業に係る届出状況

(平成12年度)

作業区分 市町名	くい打機等 1 を使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破碎 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 を使用する 作業	計
川 之 江 市	0	0	0	0	0
伊 予 三 島 市	2	0	0	1	3
土 居 町	2	0	0	0	2
新 居 浜 市	8	0	0	3	11
西 条 市	2	0	0	1	3
東 予 市	3	0	0	1	4
小 松 町	0	0	0	0	0
丹 原 町	0	0	0	0	0
今 治 市	1	0	0	0	1
重 信 町	1	0	0	3	4
伊 予 市	0	0	0	0	0
長 浜 町	0	0	0	0	0
八 幡 浜 市	0	0	0	0	0
宇 和 島 市	1	0	0	0	1
計	20	0	0	9	29

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成12年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制区域の区分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市大町1038-4	平成13年1月16日～1月17日	1	49	46			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成12年12月12日～12月13日	1	37	30			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成12年12月7日～12月8日	1	40	31			
県道上分・三島線	川之江市妻鳥町1342-1	平成13年1月17日～1月19日	1	28	23			
県道大野原・川之江線	川之江市金生町山田井964	平成13年1月10日～1月11日	1	30	23			
県道川之江・山田井線	川之江市川之江町2981-1	平成13年1月10日～1月11日	1	34	25			
市道中村・山田井線	川之江市妻鳥町531-1	平成13年1月23日～1月29日	1	27	22			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏15-1	平成13年2月20日～2月22日	1	25	19			
県道上猿田・三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成13年2月22日～2月23日	1	20	15			
国道196号	東予市北条734-1	平成12年11月24日～11月25日	1	48	39			
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496	平成12年11月24日～11月25日	1	37	26			
県道大洲・長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	平成12年9月7日～9月8日	1	35	30			
第1種区域：12地点	要請限度達成地点数(小計)					12	12	12
					要請限度達成率(%)			100.0

国道11号	松山市久米窪田町873-1	平成12年10月16日～10月17日	2	33	25			
国道56号	松山市土居田町61	平成12年10月18日～10月19日	2	41	33			
国道11号	川之江市川之江町981-1	平成13年1月10日～1月18日	2	34	33			
国道192号	川之江市妻鳥町1168	平成13年1月23日～1月29日	2	42	30			
国道11号バイパス	川之江市妻鳥町2033-1	平成13年1月17日～1月19日	2	23	20			
県道川之江・大豊線	川之江市上分町693-33	平成13年1月17日～1月19日	2	28	23			
県道金生・三島線	川之江市妻鳥町307-1	平成13年1月23日～1月29日	2	29	24			
国道11号	伊予三島市宮川1丁目1-55	平成13年3月12日～3月14日	2	40	31			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2地先	平成12年9月7日～9月8日	2	38	31			
第2種区域：9地点	要請限度達成地点数(小計)					9	9	9
					要請限度達成率(%)			100.0

要請限度達成地点数	21
全調査地点数	21
道路交通振動の要請限度達成率(%)	100.0